

令和5年会津美里町議会定例会第2回4月会議

議事日程 第1号

令和5年4月27日（木）午前10時00分開議

諸般の報告

①説明員の報告（別紙のとおり）

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案の上程及び提案理由の説明

第3 報告第 4号 専決処分の報告について（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例）

第4 報告第 5号 専決処分の報告について（会津美里町税条例の一部を改正する条例）

第5 報告第 6号 専決処分の報告について（会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

第6 報告第 7号 専決処分の報告について（福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について）

第7 議案第35号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	洪井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	小柴葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	鈴木繁明君
5番	山内豪君	13番	根本謙一君
6番	長嶺一也君	14番	根本剛君
7番	村松尚君	15番	横山義博君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	金子吉弘君
政策財政課長	國分利則君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	平山正孝君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	渡部雄二君

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌君
事務局次長兼係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） ただいまから令和5年会津美里町議会定例会第2回4月会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（横山知世志君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。
説明員の報告は、お手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（横山知世志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

3番 小 柴 葉 月 君

4番 荒 川 佳 一 君

の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（横山知世志君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、報告第4号から報告第7号、議案第35号の計5議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 本日、令和5年会津美里町議会定例会第2回4月会議の再開に当たり、議員各位におかれましてはご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告4件、議案1件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第4号は、専決処分の報告についてであります。本件は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例であります。関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管される

ことに伴い、当該事務に係る法律の規定により権限及び発令関連が改正されたことから、関係する条例について整備を行い、専決処分したものであります。

次の報告第5号は、専決処分の報告についてであります。本件は、会津美里町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部改正に伴い、本条例に影響する条項について所要の改正を行い、専決処分したものであります。

次の報告第6号は、専決処分の報告についてであります。本件は、会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例が引用する条項について所要の改正を行い、専決処分したものであります。

次の報告第7号は、専決処分の報告についてであります。本件は、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更であります。福島県市町村総合事務組合において、組合を組織する地方公共団体の減少及びその他の規定の整備があったことから、専決処分したものであります。

次の議案第35号は、令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第2号）であります。物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、生活支援として特別給付金を給付するため、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,011万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億1,486万6,000円とするものであります。

私からは以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○報告第4号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第3、報告第4号 専決処分の報告について（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、報告第4号 専決処分の報告について（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例）についてをご説明申し上げます。

議案書1ページから4ページ、併せまして提出案件資料1ページ上段、提出案件参考資料1ページから11ページを御覧いただきたいと思います。それでは、提出案件資料によりご説明申し上げます。本件は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴いまして、関係法律の条項を引用する条例を整備する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、令和5年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

初めに、改正の内容でございますが、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴いまして、当該事務に係る法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改めるなどの規定の整理を行うものであります。

次に、関係条例の整備内容についてであります。健康ふくし課所管分としまして重度心身障がい者医療費の給付に関する条例、こども教育課所管分といたしまして特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、子ども・子育て会議条例、町立認定こども園条例が関連する条例となりまして、いずれも法改正によります条項のずれなど、一部を改正する内容となります。

なお、施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号を終了いたします。

○報告第5号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第4、報告第5号 専決処分の報告について（会津美里町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

町民税務課長、猪俣利幸君。

〔町民税務課長（猪俣利幸君）登壇〕

○町民税務課長（猪俣利幸君） それでは、報告第5号 専決処分の報告について（会津美里町税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

議案書5ページから8ページ、提出案件資料1ページから3ページ、参考資料は12ページから21ページを御覧いただきたいと存じます。提出案件資料によりご説明をさせていただきます。本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたところです。改正内容のうち、令和5年4月1日から施行される規定に関連して町条例について所要の改正を行ったものであり、引用する条項等を整理するもので、町に裁量の余地がないことから、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分をいたしました。よって、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

改正の主な内容ですが、1点目は、施行規則改正に合わせ、①から⑤のとおり、納税義務者または特別徴収義務者が地方税統一QRコードを用いて納入する場合の様式を追加することとしたものでご

ざいます。

2点目は、法改正に合わせて、⑥、⑬及び⑮のとおり、課税の特例の適用期間をそれぞれ延長することとしたものでございます。

そのほか条項ずれの整理など、引用条項を改正することとしたものでございます。

この条例は、令和5年4月から施行することとしたものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号を終了いたします。

○報告第6号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第5、報告第6号 専決処分の報告について（会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、平山正孝君。

〔健康ふくし課長（平山正孝君）登壇〕

○健康ふくし課長（平山正孝君） それでは、報告第6号 専決処分の報告について（会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

議案書の9ページ、10ページ、提出案件資料の3ページ中段、併せまして参考資料、新旧対照表の22ページから26ページになります。御覧いただきたいと存じます。提出案件資料によりご説明をさせていただきます。本件は、地方税法施行令の一部が改正され、令和5年3月31日に公布されたことに伴いまして、会津美里町国民健康保険税条例について所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

改正の主な内容であります。特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の特例について、第23条の2中の「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改め、また附則の中で「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改めることとしたものであります。

なお、施行期日は、令和5年4月1日から施行することとしたものであります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第6号を終了いたします。

○報告第7号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第6、報告第7号 専決処分の報告について（福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、報告第7号 専決処分の報告について（福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について）をご説明申し上げます。

議案書11ページから12ページ、併せまして提出案件資料3ページ下段を御覧いただきたいと思います。それでは、提出案件資料によりご説明申し上げます。本件は、福島県市町村総合事務組合におきまして、組合を構成する地方公共団体の脱退により数の減少及び規約の変更が生じたため、福島県市町村総合事務組合管理者から協議がありましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年4月11日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

初めに、変更内容についてであります。1点目といたしまして、構成団体の一つである田村広域行政組合が令和5年3月31日に解散し、組合から脱退したため、組合を構成する地方公共団体の数を減じたものであります。

2点目につきましては、当該組合の条例、規則等を全て左横書きに改めたことから、規約につきましても同様に左横書きへ変更したものでございます。

なお、施行期日につきましては、知事の許可のあった日から施行し、令和5年4月1日から適用することとしたものでございます。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

6番、長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） ただいま総務課長の説明では、組合を構成するというふうの説明がありました。頂いた資料には組織するって、こう書いてあったので、構成と組織の違いについての説明をお願いし

ます。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） ただいまのおたがでございすが、初めにお渡ししている資料の「組織する」ということが正しい表現でございまして、私の説明の中で「構成」というふうに申し上げましたが、規定をちょっと確認させていただきますと、組合を組織する公共団体の数が減少、増減した場合について、構成する各市町村のほうに協議を行うというふうになっておりますので、組織するというふうな表現が正しい表現でございました。先ほどの私の説明の中で「構成」と申し上げました点については誤りでございしますので、おわびして、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございす。

○議長（横山知世志君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第7号を終了いたします。

○議案第35号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第7、議案第35号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

〔政策財政課長（國分利則君）登壇〕

○政策財政課長（國分利則君） それでは、議案第35号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

予算書と併せまして提出案件資料4ページを御覧いただきたいと存じます。今回の補正予算でございすが、食料等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に子育て世帯生活支援特別給付金を給付するため、補正するものでございす。

それでは、予算書の表紙を御覧願います。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございす。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,011万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億1,486万6,000円とするものでございす。

それでは、内容につきまして事項別明細書によりご説明申し上げます。3枚おめくりいただきまして、3ページを御覧願います。まず、歳入でございす。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金1,011万8,000円の補正増につきましては、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の事業費分と事務費分でございまして、低所得の子育て世帯に子育て世帯生活支援特別

給付金を給付するため、新たに計上するものでございます。

続きまして、歳出でございます。4ページを御覧いただきたいと存じます。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1,011万8,000円の補正増につきましては、歳入でもご説明いたしました。特別給付金の給付につきまして、10節の消耗品費から18節の子育て世帯生活支援特別給付金まで、それぞれ記載のとおり新たに計上するものでございます。

なお、この特別給付金の対象者でございますが、独り親世帯を除きます住民税非課税世帯に対しまして、児童1人当たり5万円を給付するものでございます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

15番、横山義博議員。

○15番（横山義博君） 1点だけお尋ねします。

提出案件資料の中で、この内訳、下のほうに2列書いてあります。申請不要と、それから高校生の方が要申請と、申請が必要というふうな区分けになっておりますが、これはどういう理由でこのようになっているのかお聞かせください。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 今ほどのおただしについてですが、お答えさせていただきます。

提出案件資料のほうにございます非課税世帯の申請不要、あと要申請という部分の内容につきましては、今回の子育て世帯の支援特別給付金につきましては令和4年度に実施した内容とほぼ同じでございます。4年度に受給された者につきましては申請不要という形で、プッシュ型で給付していただきたいということが国から伝わっております。ですので、まず令和4年度に実施して受給を受けた方については申請不要のプッシュ、家計急変世帯等申請が必要な方については要申請という形で見込んだところでございます。

○議長（横山知世志君） 6番、長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 同じく提出案件資料4ページの内訳についてお尋ねいたします。

非課税世帯の高校生等と記載されておりますが、等の内訳につきましてお尋ねいたします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 提出案件資料の高校生等についてということでございますが、高校生、一応18歳以下という形になっております。18歳以下でも高校生でない方もいらっしゃる場合がございます。そういったものを含めまして、等という形にさせていただきました。

○議長（横山知世志君） 13番、根本謙一議員。

○13番（根本謙一君） 1点お伺いします。

事の内容からして、速やかな執行が望まれるわけですがけれども、可決されて、その後の速やかな給

付というのをどのぐらいに見ておられるものか伺いたいと思います。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） どのぐらいの時期の給付を見込んでいるかということでございますが、できる限り5月末の給付ができるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） 国もなるべく早くということに来ていたというふうにも伺っておりますけれども、5月末、もう本当に1か月そこそこであるところですから、一定のめどはつけての回答だと、答弁だというふうに受け取っていいですか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、先ほども答弁させていただきましたが、4年度に実施した方についてはプッシュという形になっております。児童扶養手当の受給者については、県のほうで行います。あと、それ以外の高校生等については、既にデータ等もちらのほうで保管している部分がございますので、そういった方については速やかな給付を進めていきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第35号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和5年会津美里町議会定例会第2回4月会議を散会いたします。

散 会 （午前10時30分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年 月 日

議 長 横 山 知 世 志

議 員 小 柴 葉 月

議 員 荒 川 佳 一